

岩手医科大学医療専門学校 学校関係者評価委員会規程

(学校関係者評価委員会)

第1条 岩手医科大学医療専門学校(以下「本校」という。)に学校関係者評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本校の職業教育活動の質向上、学校運営の改善・充実を図るため、本校が実施する自己点検・自己評価の結果について評価を行うことを目的として設置する。

(委員会の構成)

第3条 委員会を構成する委員は2名以上とし、次に掲げる者のうちから学校長が委嘱する。

- (1) 専門分野における関係者
- (2) 卒業生
- (3) 保護者
- (4) 学校長が必要と認めた者

2 前項の委員に本校の教職員を含めることはできない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の役割)

第5条 委員会は、本校が実施した自己点検・自己評価の結果に基づき、教育活動及び学校運営等の状況について評価を行い、その結果を校長に報告する。

(守秘義務)

第6条 委員はその職務に関して知り得た個人情報などの内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教員会議の議を経て、学校長が行う。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、本校事務室が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。